

## 全国社会科教育学会委員会設置規定（案）

第1条 全国社会科教育学会は、学会の目的を効果的・組織的に達成するために、特定の任務を担う委員会を設置することができる。

第2条 委員会の構成は、会長が定める。

第3条 委員会の長は、会長が常任理事の中から指名する。

第4条 委員会の委員は、会長が委嘱する。委員は、原則として理事に委嘱するが、会長が必要と認める場合は、理事以外の会員に委嘱できる。

第5条 委員会には、会長が指定する事項を専門的に調査・検討・実施する専門委員会を置くことができる。専門委員会の委員は、会長が委嘱する。

第6条 委員会及び専門委員会の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。会長が必要と認める場合は、年度途中の委嘱も可とする。

第7条 委員会の長と委員は、理事会と総会に報告するものとする。

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の設置について必要な事項は、会長が決定する。

付則

本規定は、2017年10月28日より施行する。